

陳情第72号	受理年月日	令和7年12月2日
付託委員会	保健福祉子ども委員会	
件名	生活保護申請時に求められる、年金調査は全区で委任状提出に統一することを求める陳情について	

要旨

長引く物価高の中、生活に困窮し、十分な食事がとれない人、子供の教育のためのお金が準備できない人、必要な医療や介護を利用できない人などが少なくない。そして、最後のセーフティーネットである生活保護を申請することを決意するまでには、いくつものためらいと不安を乗り越えて、勇気を出してようやく、保護課に足を運び申請している人が多くいる。

しかし、その結果、申請書を渡され、申請書を提出できている人の割合は約半数にすぎない。

生活保護を申請に行くと、どこの小学校をいつ卒業したのか。中学校は、高校はなどの聞き取りや、兄弟姉妹はどこに住んでいるのか、通帳の残高はいくらかを、通帳を示して確認させられ、手持ち金は何円か等々、さんざん事前調査・事前審査が行われた後に、生活保護申請の意思が確認されれば、生活保護制度についての説明が行われ、そのあとにようやく、生活保護申請書を含めた5枚の用紙が渡され、それらに何度も住所と氏名を記入し、銀行ごとの残金などの資産状況や、年金などの収入などを記入して用紙を提出する。

申請書などを提出したあとに、借家の場合は「大家さんから家賃証明書を書いてもらってください」と用紙を渡される。さらに、若くて年金受給資格のない人や、既に年金を受け取っている人も含めた全ての申請者に「年金事務所に行って、年金の調査結果をもらって来てください」と言われ、「被保険者記録照会回答書」を渡され、年金事務所で年金記録を照会していただき、その結果を記載した書類を保護課に渡さなければならぬ。

長時間の申請や、こうした多くの書類の提出は、生活保護利用を希望する市民にとっては大きな壁になり、生活保護を申請する決意を鈍らせ

(続く)

る。

そのため私たちは、生活保護申請のときに記入が求められる5枚の用紙の中の、生活保護申請者の隠し預貯金等を金融機関などに対して調査をすることに同意する「同意書」の提出が必ず求められているので、年金事務所への調査も、この「同意書」に含めるなど、申請者のためらいや壁を減らすために改善を求めてきたが実現していない。

そんな中、最近は従来どおり「被保険者記録照会回答書」を渡され、年金事務所に行って書類をもらってくるよう求める保護課や、日本年金機構への委任状を書かせるのみで、保護課が年金事務所に調査依頼を行う保護課、委任状を書かせたうえで、年金事務所に行かせて資料を取らせる保護課など、区によって保護課の対応はバラバラである。

については、下記のとおり陳情する。

生活保護申請時の年金調査は、市内全区で委任状の提出のみとし、調査は保護課が行う方法に統一すること。